

提 言 書

(1) 課題名 バイオマスの利活用の推進について

(2) 提言内容

①背景

私たちの豊かさ、便利さを支えてきた生活は自然破壊や地球温暖化を招き、動植物だけでなく、それらと共に生きる私たち人類の危機も懸念されている。京都議定書の日本の温室効果ガス総排出量の削減量は、基準年比(1990 年)の 6%であるが、農林水産省の公表したデータによると、2005 年度では既に基準年の約 8%増加しており、約束期限(2008 ～ 2012 年)までに今後約 14%の削減が必要で、待ったなしの非常に厳しい状況である。その対策として農林水産省では、バイオマスの利活用に意欲のある市町村に対して、「地域バイオマス利活用交付金」による支援を行っている。

本市では、その地域バイオマス利活用交付金を有効に活用したまちづくりを進めるため、バイオマスタウン研究会を平成 19 年 6 月に立ち上げた。そして、バイオマスへの有効活用への取組みを求める要望書が平成 20 年 1 月に市長へ提出された。それを受けて、広く市民の声を聞くために当部会を開催した。その中では、バイオマスの利活用のみに止まらず、環境、教育にも踏み込み、住み良いまちづくりに向けての市民活動のあり方について議論を進めていった。

②要望事項

環境にやさしいまちづくりの実現に向けて、次の事項について市に要望する。

- ①持続可能な循環型社会を構築するために、市民、市民団体（NPO など）、事業所、市等が協働し、循環型まちづくりを実行していくこと。また、市は市民、市民団体（NPO など）、事業者等への支援体制の整備を行っていただきたい。
- ②バイオマスタウン構想の実現に当たっては、ごみのリデュース（減量）から環境への配慮を前提に、過大な設備投資等が負の遺産にならないように、計画立案、実施、評価、計画の見直しを繰り返しながら進めていき、その状況を市民が把握できるように努めていただきたい。
- ③焼却場、し尿・下水処理施設などの能力不足や老朽化による建替え等に当たっては、施設間の連携を図り、環境に配慮するとともにバイオマス利活用の視点を考慮した無駄のない整備に努めていただきたい。
- ④ごみの減量化や分別、マイバッグなどのエコグッズ、地産地消などの市民の主体的な取組みに当たっては、当部会のメンバーによって市民が参画・協働を行っていける拠点となる「環境実践 PR センター」（仮称）の設置を目指しており、設置・運営に向けて協力していただきたい。

③協議事項

①循環型まちづくりの推進・支援体制

- ・市は循環型まちづくりを目指して実践している個人、事業所、団体などに対して、表彰、補助金、減税措置などの支援を行うこと。
- ・市は市民に負担を要求するだけでなく、市民がリサイクルなどに取り組むことによって得た利益を還元すること。
- ・市は農業従事者に対して、堆肥化された製品を安価あるいは無料で配布すること。
- ・古紙回収の実績やごみの減量率などは目標設定を行い、達成率などを広報で毎月公表すること。

②バイオマスタウン構想（たたき台）についての評価

バイオマスタウン構想（たたき台）の基本的な方向性については賛同できる。しかし、多大な費用を要